

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

令和2年国勢調査において、山口市の総人口は約19万4千人と前回調査時より1.8%減少しており、全国的に少子高齢化が進展していく中で今後も更に減少していくものと予測されている。

本市の産業構造としては、小売やサービス等の第3次産業の割合が高く、山口県の中央に位置する交通の要衝であるため、道路貨物運送業や各種卸売業などの流通業も多く所在し、年間商品販売額（令和3年経済センサス-活動調査）は山口県内で1位となっている。

しかしながら、市内企業の大半を占める中小企業者においては、人口減少に伴う地域経済や産業活動の縮小、担い手不足による経済活力の低下が生じてきており、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、山口県央連携中枢都市圏域の中心市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

山口市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、令和6年4月1日以降、太陽光発電設備については、市内に所在する中小

企業者が、自社の敷地内の事業所（雇用者が常駐するものに限る。）に、売電を目的としない自家消費型の太陽光発電設備を導入する場合のみ、本計画の対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（１）対象地域

山口市の産業は、中心市街地エリア、沿岸エリア、中山間エリアと広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区間は、市内全域とする。

（２）対象業種・事業

山口市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済や雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

令和７年４月１日～令和９年３月３１日までとする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格A４とする。